# 資料3 地方分権一括法についての報告



### 国土交通省

# 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための

# 関係法律の整備に関する法律案(第4次一括法案)の概要

平 成 26 年3月 内閣府地方分権改革推進室

#### 1. 第4次一括法案について

地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進するとともに、第30次地方制度調査会答申(平成25年6月25日)で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を推進するため、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備を行うもの。

#### (参考)

- ・第1次一括法(平成23年4月成立) ― 地方に対する規制緩和
- ・第2次一括法(平成23年8月成立) ― 地方に対する規制緩和、都道府県から基礎自治体への事務・権限の移譲
- 第3次一括法(平成25年6月成立) ― 地方に対する規制緩和、都道府県から基礎自治体への事務・権限の移譲

#### 2. 改正内容

#### 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

#### 【例】

- ・看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等 (10条等)
- ・商工会議所の定款変更の認可(38条)
- ・ 自家用有償旅客運送の登録・監査等(44条)

#### 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等

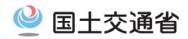
#### 【例】

- ・県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員の定数の決定、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定(5条等)
- ・病院の開設許可(17条)
- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に関する都市計画の決定(45条)

#### 3. 施行期日

平成27年4月1日(体制整備に特に時間を要するものについては個別に定める日)

## 道路運送法の改正の概要(自家用有償旅客運送関係)



## 道路運送法改正の概要

<u>自家用有償旅客運送に係る事務・権限については、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市町村</u> 長が行うこととすることができることとする。

→ 政令において、希望する市町村を指定して移譲することとし、希望しない市町村の区域については、希望 する都道府県を指定して移譲する方針。

#### <効果>

- 地域における関係者の合意から登録までにかかる期間の短縮
- 地域の実情に応じた創意工夫による移動手段の確保



## 移譲される事務・権限の内容

新規登録・更新登録・変更登録等 (道路運送法第79条・第79条の6・第79条の7)

報告徴収、監査等 (道路運送法第94条)

輸送の安全又は旅客の利便の確保のための是正措置命令 (道路運送法第79条の9第2項)

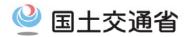
事故報告に係る届出の受理 (道路運送法第79条の10)

業務の廃止に係る届出の受理 (道路運送法第79条の11)

業務の停止命令及び登録の取消 (道路運送法第79条の12)

有効期間の満了、業務の廃止届出又は登録の取消による登録の抹消 (道路運送法第79条の13)

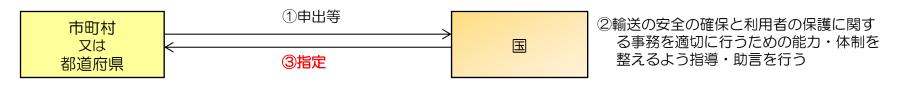
## 事務・権限の移譲に関する法制的考え方



希望する市町村又は都道府県への事務・権限の移譲(いわゆる「手挙げ方式」)の法制的な考え方 並びに 輸送の安全の確保 及び利用者の利益の保護の考え方については、以下を基本とする。

#### (1)希望する市町村又は都道府県への事務・権限の移譲(いわゆる「手挙げ方式」)の法制的な考え方

輸送の安全の確保及び利用者の利益の保護に関する事務を適切に行うことができるものとして<u>国土交通大臣が指定した市町</u> 村等が事務を行うことを基本とする。



#### (2)輸送の安全の確保及び利用者の保護の考え方

事務・権限の移譲後における輸送の安全の確保及び利用者の利益の保護を担保するため、地方自治法に基づく助言等を活用しつつ、国土交通省においては、専門的な知見やノウハウ、輸送の安全確保を担う責任に対する考え方なども含めて的確に継承するとともに、移譲後においても事務・権限が適切に執行されるよう支援する。



なお、事務・権限の移譲後は、市町村等においてその意欲と能力、責任と覚悟に基づいて事務を担っていくべきであることは言うまでもないが、輸送の安全の確保のために特に必要があり、かつ、緊急の必要がある場合は、国土交通省において市町村長等の指定を解除することについて検討し、解除を行うこともありうることとする。